

平成十二年政令第四百七十九号

資産の流動化に関する法律施行令（平成十年法律第二百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 特定目的会社制度（第二条—第四十八条）

第三章 特定目的信託制度（第四十九条—第七十三条）

第四章 雜則（第七十四条—第七十七条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この政令において、「特定資産」、「特定目的会社」、「優先出資」、「特定社債」、「特定目的の信託」又は「受託信託会社等」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第十二条に規定する特定資産、特定目的会社、優先出資、特定社債、特定目的の信託又は受託信託会社等をいう。

第二章 特定目的会社制度

（業務開始届出に記載する政令で定める使用者等）

第二条 法第四条第二項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十条第一項第六号（法第七十二条第二項及び第一百六十七条规定する場合を含む。）に規定する政令で定める使用者は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。

（資産流動化計画の計画期間）

第三条 法第五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 次に掲げる特定資産 二十年

二 次に掲げる特定資産 二十五年

イ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配線利用権又は育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）

ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権又はイに掲げるもの及び前号イに掲げるもののみを信託する信託の受益権

三 前二号に掲げる特定資産以外の特定資産 五十年

第四条 削除

（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読み替え）

第五条 法第二十五条第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社	特定目的会社
第八百四十九条第一項	株式会社等	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにそ の原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の 訴えに限る。）	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにそ の原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の 責任を追及する訴え
第八百四十九条第四項及び第五項並びに株式会社等	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
第八百五十条第一項から第三項まで	第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十三条第三項、第二百二十条第五項、第二百三十三条の二第二項、第二百八十六 条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同 項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項（同 び第四百六十五条第二項）	資産流動化法第二十五条第二項において準用する第五十五条	資産流動化法第二十五条第二項において準用する第五十五条
第八百五十二条第一項及び第二項	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社

第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	資産流動化法第二十五条第四項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三条第一項 (特定目的会社の特定社員名簿管理人について準用する会社法の規定の読み替え)	株式会社等 読み替えるものとする。	特定目的会社
第六条 法第二十八条第三項の規定において特定目的会社の特定社員名簿管理人について会社法第八百二十三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
第七条 法第三十条第二項の規定において準用する会社法の規定の読み替え		
読み替える会社法の規定	読み替える会社法の規定の読み替え	
第八条 法第三十一条第八項の規定において指定買取人について会社法第八百四十二条第一項及び第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える会社法の規定	読み替える会社法の規定の読み替え	
第九条 法第三十一条第八項の規定において同項において準用する会社法第八百四十二条第一項の規定による通知について同法第八百四十四条第五項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
（特定目的会社の特定出資に係る登録特定出資質権者について準用する会社法の規定の読み替え）		
第十条 法第三十二条第六項の規定において特定目的会社の特定出資に係る登録特定出資質権者について会社法第八百五十四条第二項の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する会社法の規定を含む。）に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える法の規定	読み替える法の規定の読み替え	
第十一条 法第三十三条第三項の規定において同条第一項の規定に基づき特定出資を信託する場合について法第三十二条の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する会社法の規定を含む。）に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える法の規定	読み替える法の規定の読み替え	
第十二条 法第三十六条において準用する会社法第八百五十四条第二項	読み替える法の規定	
第三十二条第六項	読み替える法の規定	
第三十三条第一項	読み替える法の規定	
第一百三十三条第二項	読み替える法の規定	
（書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）	読み替える法の規定	
第十二条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に對し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	読み替える法の規定	
一 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第三項	読み替える法の規定	
二 法第四十条第三項	読み替える法の規定	
三 法第四十九条（法第二十二条第十項及び第二百八十六条第四項において準用する場合を含む。）	読み替える法の規定	
四 法第六十五条第一項において準用する会社法第三百十条第三項	読み替える法の規定	
五 法第六十五条第二項において準用する会社法第三百十二条第一項	読み替える法の規定	
六 法第一百二十二条第三項	読み替える法の規定	
七 法第一百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十二条第四項	読み替える法の規定	

第一百八十二条の四第七項	第一百三十三条
第二百八十二条の六第一項	発行済株式（種類株式発行会社にあっては、第一百八十条第二項第三号の種類の発行済株式）
第二百三十四条第二項	市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもつて、市場価格のない同項の株式については
	（募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対する不動産の鑑定評価をする権利等）
第十五条	法第四十条第一項第八号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 土地又は建物の賃借権、地上権その他の土地又は建物を使用し、又は収益ができる権利（所有権を除く。）	
二 信託の受益権であつて土地若しくは建物又は前号に掲げる権利のみを信託するもの（受益権の数が一であるものに限る。）	
3 法第四十条第一項第八号イに規定する政令で定める不動産鑑定士は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものとする。	
一 当該特定目的会社の役員（法第六十八条第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その社員。次項において同じ。）又は使用人	
二 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第二百五十二号）の規定により、法第四十条第一項第八号イの規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者	
法第四十条第一項第八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。	
一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であつて次に掲げる者以外のもの	
イ 弁護士にあっては、次に掲げる者	
イ 弁護士にあっては、次に掲げる者以外のもの	
当該特定目的会社の役員又は使用人	
(1) (1) (1)	
弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者	
口 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあっては、次に掲げる者	
(1) (1)	
その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの	
(2) (2)	
弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者	
口 監査法人にあっては、次に掲げる者	
(1) (1)	
当該特定目的会社の役員又は使用人	
(2) (2)	
公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者	
口 監査法人にあっては、次に掲げる者	
(1) (1)	
当該特定目的会社の会計参与	
(2) (2)	
その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの	
(3) (3)	
公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者	
三 弁理士又は弁理士法人であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）イ 弁理士にあっては、次に掲げる者	
(1) (1)	
当該特定目的会社の役員又は使用人	
(2) (2)	
弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者	
口 弁理士法人にあっては、次に掲げる者	
(1) (1)	
その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの	
(2) (2)	
弁理士法の規定により、法第四十条第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者	
口 弁理士法人にあっては、次に掲げる者	
(1) (1)	
前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に係る専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの	
(不公正な払込金額で優先出資を引き受けた者に対する支払を求める訴えについて準用する会社法の規定の読み替え)	
第十五条の二 法第四十二条第八項の規定において同条第五項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	資産流動化法第三十条第二項において準用する第一百三十三条 特定出資 同項の特定出資については

第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社
第八百四十九条第一項	株式会社等 責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）	特定目的会社 責任追及等の訴え
第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項及び第二項	株式会社等	
第三項まで並びに第八百五十二条第一項及び第二項		
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	特定目的会社
第八百五十三条第一項	株式会社等 (特定目的会社の優先出資の質入れについて準用する会社法の規定の読み替え)	特定目的会社
第十五条の三 法第四十五条第四項の規定において特定目的会社の優先出資の質入れについて会社法第八百五十二条第一項から第十五条の三 法第四十五条第四項の規定において特定目的会社の優先出資の質入れについて会社法第八百五十二条第一項までの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第八百五十三条第一項	特定目的会社
（特定目的会社の優先出資の併合について準用する会社法の規定の読み替えは、次の表のとおりとする。）	第八百五十三条第一項	特定目的会社
読み替える会社法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第一百五十四条第一項	第一百五十四条第一項の金銭等（金銭に限る。）又は同条第二項の金銭	資産流動化法第四十五条第四項において準用する第一百五十四条第一項の金銭等（金銭に限る。）
第一百五十四条第二項第一号	第一百五十四条第二項第一号から第六号まで、第八号、第九号又は第十四号	資産流動化法第四十五条第四項において準用する第一百五十四条第一項第四号、第八号、第九号又は第十四号
（特定目的会社の優先出資の併合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）	読み替える字句	読み替える字句
読み替える会社法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第一百八十二条の二第一項	同項各号	資産流動化法第五十条第一項において準用する第一百八十二条の二第一項第一号から第三号まで
第一百八十二条の四第五項	第二百二十三条の規定による請求	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二百二十四条に規定する公示催告の申立て
第一百八十二条の四第七項	第二百三十三条	資産流動化法第四十五条第三項において準用する第二百三十三条
（特定目的会社の優先出資の消却及び併合について準用する会社法の規定の読み替え）		
第十七条 法第五十条第三項の規定において特定目的会社の優先出資の消却及び併合について会社法第一百三十五条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「相当する数の」とあるのは、「相当する口数の」と読み替えるものとする。 (電磁的方法による通知の承諾等)		
第十八条 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。 一 法第五十五条第三項（法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）		
二 法第一百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十条第二項		
三 法第一百三十二条第二項（法第一百四十四条第二項及び第一百五十一条第五項において準用する場合を含む。）		
四 法第一百八十一条第四項において準用する会社法第五百四十九条第四項において準用する場合を含む。）		
五 法第二百四十二条第三項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）		
六 法第二百五十二条第二項において準用する信託法第一百九条第二項		
（社員総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立てがあつた場合について準用する会社法の規定の読み替え）		
第十九条 法第五十八条第二項の規定において同条第一項の申立てがあつた場合には、同項中「取締役及び監査役」とあるのは、「取締役及び監査役」と読み替えるものとする。 （会計監査人を置くことを要しない特定社債の発行総額と特定借り入れの総額との合計額）		
第二十四条 法第六十七条第一項に規定する政令で定める額は、一百億円とする。 (業務の執行に関する検査役の選任の申立てがあつた場合について準用する会社法の規定の読み替え)		
第二十五条 法第八十一条第一項の規定において同条第一項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合には、同項中「取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）」とあるのは、「取締役及び監査役」と読み替えるものとする。		
第二十条から第二十三条まで 削除		

(特定目的会社の取締役について準用する会社法の規定の読み替え)

第二十六条 法第八十五条规定において特定目的会社の取締役について会社法第三百五十七条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「株主（監査役設置会社にあっては、監査役）」とするのは、「監査役」と読み替えるものとする。

(会計参与設置会社について準用する会社法の規定の読み替え)

第二十七条 法第八十六条规定において会計参与設置会社について会社法第三百七十五条第一項及び第三百七十八条第一項第一号の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第三百七十五条第一項	株主（監査役設置会社にあっては、監査役）	監査役
第三百七十八条第一項第一号	一週間（取締役会設置会社にあっては、一週間）前日の（第二百十九条第一項）	一週間前の日（資産流動化法第六十三条第一項）
第三百七十八条第一項第五項	（特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する会社法の規定の読み替え）	（特定目的会社における責任追及の訴えについて特定目的会社における責任追及の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第三項及び第四項	第一項	第一項
第八百四十七条第五項	第一項及び 第一項の	第一項及び 第一項の
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	株式会社等
第八百四十九条第一項	（特定目的会社の責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	特定目的会社
第八百四十九条第四項及び第五項並びに第八百五十条第一項から第三項まで	株式会社等	特定目的会社
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百第五項	資産流動化法第九十四条第四項及び第二百三十条六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条规定の読み替え）
第八百五十二条第一項及び第二項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二条第二項	第八百四十九条第一項	特定目的会社
第八百五十三条第一項	（優先資本金の額の減少をする場合について準用する法の規定の読み替え）	資産流動化法第九十七条第二項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三条第二項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十三条第一項	（優先資本金の額の減少をする場合について準用する法の規定の読み替え）	資産流動化法第九十七条第二項において準用する第八百四十九条第一項
第二十九条	法第一百十条第四項の規定において同条第一項の規定による優先資本金の額の減少をする場合について法第六十四条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「前項の決議」とあらわれるのは、「前項の決定」と読み替えるものとする。	（特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読み替え）
第三十条	法第一百十二条の規定において特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の無効の訴えについて会社法第八百三十六条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「株主又は設立時株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。	（取締役の責任等について準用する会社法の規定の読み替え）
第三十一条	法第一百十九条第一項の規定において特定目的会社の社員について会社法第四百六十三条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「金銭等」とあるのは、「配当金の額又は分配金の額に」と読み替えるものとする。	（取締役の責任等について準用する会社法の規定の読み替え）
2	法第一百十九条第一項の規定において法第三十八条において準用する会社法第一百八十二条の四第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任及び法第一百五十三条第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任について会社法第四百六十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	（特定目的会社の取締役の責任等について準用する会社法の規定の読み替え）
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百六十四条第一項	（資産流動化法第三十八条において準用する第百八十二条の四第一項の規定による請求、資産流動化法第五十条第一項において準用する第百八十二条の四第一項の規定による請求又は資産流動化法第一百五十三条第一項）	（資産流動化法第三十八条において準用する第百八十二条の四第一項の規定による請求、資産流動化法第五十条第一項において準用する第百八十二条の四第一項の規定による請求又は資産流動化法第一百五十三条第一項）

第四百六十四条第二項	総株主	株式を 株主の 業務執行者	特定出資又は優先出資を 特定社員又は優先出資社員	特定出資又は優先出資の 取締役			
読み替える会社法の規定							
第八百四十八条							
第八百四十九条第一項							
第八百四十九条第四項及び第五項並びに第八百五十条第一項から第三項まで	株式会社等	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第八百五十条第四項	株式会社等	第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（資産流動化法第二百四十四条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	株式会社等	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
第八百五十二条第二項	株式会社等	第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百十三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（資産流動化法第二百四十四条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	株式会社等	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
第八百五十三条第一項及び第二項	株式会社等	第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百十三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（資産流動化法第二百四十四条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	株式会社等	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
第八百五十二条第一項	株式会社等	第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百十三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（資産流動化法第二百四十四条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	株式会社等	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
第八百四十九条第一項	株式会社等	第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百十三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（資産流動化法第二百四十四条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	株式会社等	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
第八百四十七条第五項	株式会社等	第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百十三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（資産流動化法第二百四十四条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	株式会社等	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
第八百四十八条	株式会社等	第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百十三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（資産流動化法第二百四十四条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	株式会社等	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
第八百四十九条第一項	株式会社等	第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百十三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（資産流動化法第二百四十四条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	株式会社等	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで並びに第八百五十二条第一項	株式会社等	第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百十三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（資産流動化法第二百四十四条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	株式会社等	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
第八百五十二条第二項	株式会社等	第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百十三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（資産流動化法第二百四十四条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	株式会社等	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
第八百五十三条第一項	株式会社等	第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百十三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（資産流動化法第二百四十四条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	株式会社等	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
（募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）							
第三十三条	法第二十二条第一項第十八号イに規定する政令で定めるものは、第十五条第一項各号に掲げるものとする。						
2 法第二十二条第一項第十八号イに規定する政令で定める不動産鑑定士は、不動産鑑定士であつて第十五条第二項各号に掲げる者以外のものとする。							
3 法第二十二条第一項第十八号ロに規定する特定目的会社であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。							
一 第十五条第三項各号に掲げる者							

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保付社債信託法（以下この表において「担保付社債」という。）第二条第三項	会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十六条
担保法第十九条第一項第十号	会社法第六百九十八条	資産の流動化に関する法律第二百二十五条第四項第二号
担保法第二十四条第一項	会社法第六百七十七条第一項各号	資産の流動化に関する法律第二百二十二条第一項各号
担保法第二十四条第二項	新株予約権付社債	転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債
第六百七十七条第一項各号	第六百七十七条第一項各号	資産の流動化に関する法律第二百二十二条第一項各号
担保法第二十六条	第二百四十二条第一項各号	資産の流動化に関する法律第二百二十二条第一項各号に掲げる事項及び同法第二百三十三条第一項又は第二百四十一條第一項
担保法第二十七条	会社法第六百八十七条第二項	資産の流動化に関する法律第二百二十五条において準用する会社法第六百九十七条第一項の規定により記載すべき事項（新株予約権付社債に係る担保付社債券にあっては、同法第二百九十二条第一項の規定により記載すべき事項）
担保法第二十八条	会社法第六百八十七条各号	資産の流動化に関する法律第二百二十五条において準用する会社法第六百八十七条各号
担保法第二十九条	会社法第七百八十七条第二項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百八十七条第二項
担保法第三十条	会社法第七百八十七条の七	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百八十七条の七
担保法第三十二条	会社法第七百二十四条第一項	資産の流動化法第二百二十七条の二第二項において準用する第七百四十四条の七
担保法第三十三条第一項	会社法第七百三十二条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十二条第一項
担保法第三十四条第一項	会社法第七百三十七条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十七条第一項
担保法第三十四条第一項第一号	会社法第七百三十七条第二項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十七条第二項
担保法第三十四条第二項	会社法第七百三十六条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十六条第一項
担保法第四十三条第二項	担保の実行の申立てをし、又は企業担保権	又は担保権
担保法第四十七条第一項及び第四十八条第一項	会社法第七百四十二条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百四十二条第一項
担保法第四十七条第三項及び第四十八条第一項	会社法第七百四十二条第三項	資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百四十二条第三項
第三项		
(転換特定社債について準用する会社法の規定の読み替え)		
第三十七条 法第百三十八条第一項の規定において特定目的会社の転換特定社債について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える会社法の規定		
第二百十一条	読み替える字句	読み替える字句
第二百十二条第一項	募集株式を	募集株式の引受け人
第二百十二条第一項第一号	当該募集株式	当該募集株式の処分
第九百十五条第三項	第一項の規定にかかるわらず	第一項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項の募集に応じて転換特定社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる転換特定社債
第二百四十八条第一項	読み替える会社法の規定	読み替える会社法の規定
第八百四十九条第一項	読み替える会社法の規定	読み替える会社法の規定
第八百四十八条第一項	第一項の規定にかかるわらず	第一項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
第八百四十九条第一項	責任追及等の訴え（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）	特定目的会社

(特定借入れに係る債権者に対する催告に係る電磁的方法)

第四十一条 特定目的会社は、法第二百五十七条第一項において準用する法第三十二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用してする方法により法第二百五十七条第一項の催告をする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定借入れに係る債権者に対する電磁的方法による書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定借入れに係る債権者から書面又は電磁的方法による催告を受けない旨の申出があつたときは、当該特定借入れに係る債権者に対する電磁的方法による権者に対し、法第二百五十七条第一項に規定する催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定借入れに係る債権者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定目的会社の解散の命令等について準用する会社法の規定の読替え)

第四十二条 法第二百六十三条の規定において特定目的会社の解散の命令及び特定目的会社の財産の保全について会社法第八百二十四条及び第八百二十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第八百二十四条第一項	株主、社員	社員
第八百二十四条第一項第三号	業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員	取締役
第八百二十四条第一項及び第三項	法令若しくは定款	法令又は資産流動化計画若しくは定款
(特定目的会社の清算等について準用する法等の規定の読替え)	読み替える字句	読み替える字句
第四十三条 法第二百七十条第三項において清算特定目的会社の清算人について法等の規定を準用する場合における法等の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句	読み替える字句
読み替える法等の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第二百七十四条第二項	資産流動化法第八十四条第一項第二号	資産流動化法第二百七十四条第一項第二号
会社法第三百五十四条	代表取締役	代表清算人
会社法第四百八十五条	第四百七八十八条第二項から第四項まで	資産流動化法第二百六十七条第三項から第六項まで
2 法第二百七十四条第三項の規定において清算特定目的会社における清算人の責任を追及する訴えについて法第二百九十七条第二項において会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句	読み替える字句
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第三項及び第四項	第一項	第一項
第八百四十七条第五项	第一項及び	読み替える字句
第八百四十八条	第一項の	資産流動化法第二百七十四条第三項において準用する資産流動化法第九十七条第一項
第八百四十九条第一項	株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)	資産流動化法第二百七十四条第三項において準用する資産流動化法第九十七条第一項
第八百四十九条第一項	株式会社等	清算特定目的会社
第八百四十九条第一項	責任追及等の訴え(適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。)	清算特定目的会社における清算人の責任を追及する訴え
第八百四十九条第四項及び第五項並びに第八百五十条第一項から第三項まで	株式会社等	清算特定目的会社
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十三条、第二百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する第九十四条第四項)二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する第九十四条第四項)二項を含む)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	資産流動化法第二百七十七条第四項において準用する資産流動化法第九十七条第二項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十二条第一項及び第二項	株式会社等	資産流動化法第二百七十七条第三項において準用する資産流動化法第九十七条第二項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十三条第一項	第八百四十九条第一項	清算特定目的会社
3 法第二百七十七条第三項の規定において同条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書について会社法第四百九十六条第一項及び第二項並びに第四百九十八条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	清算特定目的会社	清算特定目的会社

			読み替える会社法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第四百九十六条第一項				第四百九十四条第一項	資産流動化法第百七十七条第一項
第四百九十六条第二項				第三百十九条第一項	資産流動化法第六十三条第一項
第四百九十八条				第四百九十四条第一項	資産流動化法第百七十七条第一項
4 法第百七十八条第四項の規定において清算特定目的会社について会社法第五百五条及び第五百六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える会社法の規定	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第五百五条第一項			株主は 清算人の決定（清算人会設置会社にあっては、清算人会の決議）	株主は 清算人の決定	株員は 清算人の決定
第五百五条第一項第二号					
第五百五条第二項及び第三項			株主の数	株員の口数	株員の口数
第五百五条第二項及び第三項			株主	株主	株員
第五百六条			満たない数	満たない口数	満たない口数
第五百六条					
第五百五十五条第一項					
5 法第百七十九条第一項の規定において特定目的会社の清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える会社法の規定	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第四百九十九条第一項			第四百七十五条各号	資産流動化法第百六十四条各号	資産流動化法第百六十七条第一項第一号
第五百二条及び第五百三条第三項			株主	社員	資産流動化法第百六十七条第一項第一号
第五百二条及び第五百三条第三項					
第九百二十八条第一項					
(清算特定目的会社の特別清算について準用する会社法の規定の読み替え)	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第四十四 条 法第百八十一条第四項の規定において清算特定目的会社の特別清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。					
読み替える会社法の規定					
第五百十二条第一項及び第五百十六条			株主	社員	社員
第五百二十二条第一項					
第五百二十三条及び第五百二十四条第一項			株主	資産流動化法第百七十六条第一項	資産流動化法第百七十六条第一項
第五百三十二条第一項					
第五百三十四条			株式		
第五百四十条第一項及び第二項			及び第五百二十九条ただし書を除く	第五百二十九条ただし書及び第五百三十条第二項を除く	第五百二十九条ただし書及び第五百三十条第二項を除く
第五百四十二条第一項					
第五百四十四条			株主	社員	社員
第五百四十五条第一項及び第二項					
第五百四十二条第一項			株主の	社員の	社員の
第五百四十二条第一項			株主名簿記載事項	資産流動化法第二十八条第一項各号に掲げる事項又は資産流動化法第四十三条第一項各号に掲げる事項	資産流動化法第二十八条第一項各号に掲げる事項又は資産流動化法第四十三条第一項各号に掲げる事項
第五百四十二条第一項					
第五百四十三条第一項			株主	社員	社員
第五百四十三条第一項					
第五百六十二条			第四百九十二条第一項	資産流動化法第九十四条第一項	資産流動化法第九十四条第一項
第五百六十二条					
第五百七十三条			株主	社員	社員
第五百七十三条					
第八百八十七条第一項			第二編第九章第一節 (五百四十七条第三項を除く。)	資産流動化法第二編第二章第十二節第一款 (資産流動化法第百七十九条第一項において準用する第五百八条を除く。)	資産流動化法第二編第二章第十二節第一款 (資産流動化法第百七十九条第一項において準用する第五百八条を除く。)
第八百八十七条					
第二編第九章第二節 (五百四十七条第三項を除く。)					
第二編第九章第二節 (五百四十七条第三項を除く。)					
第八百八十六条第一項			第二編第九章第二節	資産流動化法第二編第二章第十二節第一款	資産流動化法第二編第二章第十二節第一款
第八百八十六条第一項					

第八百八十七条第一項第二号	第八百八十八条第一項	第九百三十八条第二項第一号	第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項又は資產流動化法第七十六条第五項において準用する資產流動化法第七十六条第二項又は資產流動化法第七十六条第五項において準用する第三百五十二条第二項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項
第八百八十七条第一項第二号	第八百八十八条第一項	第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項
第四十四条的第一項第一号	第四十四条的第一項第一号	第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項
第四十四条的第一項第二号	第四十四条的第一項第二号	第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項
第四十条	第四十条	第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項
第四十条第一号	第四十条第一号	第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項
第四十条第二号	第四十条第二号	第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項
第四十四条的第一項第一号	第四十四条的第一項第一号	第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項
第四十四条的第一項第二号	第四十四条的第一項第二号	第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項
第一条第八項各号に掲げる行為	第一条第八項各号に掲げる行為	第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項	第五百三十五条第一項

第四十四条の三第一項第四号	金融商品取引業の	募集等業務の
第四十五条第一号	第三十七条	第三十七条（第一項第一号を除く。）
第四十五条第二号	金融商品取引契約	募集等契約
第二百七十七条第一項若しくは事務所	出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
第二百七十七条第一号この法律	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
第二百七十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出を行った特定譲渡人	募集等契約
一 資産対応証券の募集等に関する契約又はその募集等の取扱いに関する契約に係る取引が支払うべき手数料、報酬その他の対価に關する事項であつて内閣府令で定めるもの	、事務所その他の施設	募集等契約
二 顧客が行う資産対応証券の募集等に係る取引又はその募集等の取扱いに係る取引について金利、通貨の価格、金融商品取引法第一条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
イ 当該指標	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
ロ 当該指標の変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
2 法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一十三号に規定する基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一十三号に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第七十二条の二第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
一 顧客が行う資産対応証券の募集等に係る取引又はその募集等の取扱いに係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合には、当該おそれがある旨	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
（資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用して提供に係る金融商品取引法施行令の準用）	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
第四十九条 金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において同法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。（金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項の規定を準用する場合について準用する。）	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
第三章 特定目的信託制度	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
（特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読み替え）	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
第四十九条 法第二百二十四条の規定において特定目的信託の受託者となる信託会社等（法第三十三条第一項に規定する信託会社等をいう。）が原委託者から特定目的信託の信託財産として取得する資産について法第二百十二条（第四項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	この法律若しくは第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の	募集等契約
読み替える法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第二百十二条第一項	取得	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
第二百十二条第二項	取得し、又は保有	有することとなる場合には、その数を超える部分の議決権に係る株式等を原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
第二百十二条第三項	取得し、又は所有	原委託者から特定目的信託の信託財産として取得
第二百十二条第一項	取得	特定目的信託の信託財産として取得
第二百十二条第二項	取得し、又は保有	有することとなる場合には、その数を超える部分の議決権に係る株式等を特定目的信託の信託財産として取得し、又は保有
第二百十二条第三項	取得	特定目的信託の信託財産として取得

(資産信託流動化計画の変更届出について準用する法の規定の読み替え)

第五十一条 法第二百二十七条第一項の規定において同条第一項の規定による届出について法第九条第二項及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表の

とおりとする。

読み替える法の規定	読み替える字句
第九条第二項	特定目的会社
第九条第三項	変更届出が資産流動化計画の変更に係る場合
第九条第三項第一号及び第二号	資産流動化計画
(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)	読み替える字句
第五十二条 法第二百三十一条第一項第二号に規定する政令で定める方法は、金融市場における金利を基礎として算出する方法とする。	読み替える字句
二 法第二百三十一条第一項第二号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。	読み替える字句
一 社債的受益権(法第二百三十一条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この項において同じ。)について、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額をあらかじめ定めること。	読み替える字句
二 前号の配当は、一箇月ごと、三箇月ごと、六箇月ごと又は一年ごとに行うこと。	読み替える字句
三 社債的受益権の元本の額は、当該元本の償還を行う場合を除き、変更しないこと。	読み替える字句
四 受託信託会社等は、社債的受益権に係る金銭の分配を行うための資金の借入れ又は費用の負担を行わないこと。	読み替える字句
五 第一号の配当又は第三号の償還を行うことができない場合は、特定目的信託を終了させること。	読み替える字句
(受益証券の権利者について準用する信託法等の規定の読み替え)	読み替える字句
第五十三条 法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利者について信託法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	読み替える字句
読み替える信託法の規定	読み替える字句
五百八十九条第一項	五百八十九条第三項及び第四項
読み替えられる字句	読み替える字句
受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
受益權原簿	権利者名簿
受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
受益權原簿	権利者名簿
当該受託者	当該受託信託会社等
受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
当該受託者	当該受託信託会社等
受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
受益權原簿に 受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
受益權原簿に 受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
信託の変更	特定目的信託契約(資産流動化法第二百二十三條に規定する特定目的信託契約をいう。以下同じ。)の変更
受益權の併合	受益証券の併合
併合された受益權	併合された受益証券
受益權原簿記載事項	権利者名簿記載事項
受益權原簿に	権利者名簿に
受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
信託の変更	受益証券の併合
受益權の分割	特定目的信託契約の変更
分割された受益權	受託信託会社等
受益權原簿記載事項	権利者名簿記載事項
受益權原簿に	権利者名簿に
受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
信託の変更	特定目的信託契約の変更
受益權の分割	受託信託会社等
分割された受益證券	受託信託会社等
受益權原簿記載事項	権利者名簿記載事項
権利者名簿に	権利者名簿に

第一百九十八条第一項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第二百九十八条第二項	当該受託者	当該受託信託会社等
第二百三条第一項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第五十四条 法第一百三十九条第一項の規定において特定目的信託の受益権について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	2 法第二百三十六条第二項の規定において受益証券の権利者について会社法第一百二十四条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と、「株式」を「特定目的信託の受益権について準用する信託法の規定の読み替え」とあるのは「特定目的信託の受益権」と読み替えるものとする。 (特定目的信託の受益権について準用する信託法の規定の読み替え)	（特定目的信託の受益権について準用する信託法の規定の読み替え）
読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九十三条	受益証券発行信託の受託者	読み替える字句
第二百十条第一項	当該受託者	当該受託者
第二百一条第一項	受益証券発行信託の受託者	当該受託信託会社等
第二百四条第一項	受益証券発行信託の受託者	当該受託信託会社等
第二百四条第一項	信託の変更	特定目的信託契約の変更
第二百四条第一項	受益権の併合	受益証券の併合
第二百四条第一項	登録受益権質権者	資産流動化法第二百三十九条第一項において準用する第一百一条第一項各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者
第二百四条第一項	併合された受益権	併合された受益証券
第二百四条第一項	受益権原簿	権利者名簿
第二百四条第一項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第二百四条第一項	信託の変更	特定目的信託契約の変更
第二百四条第一項	受益権の分割	受益証券の分割
第二百四条第一項	当該受益権	当該受益証券
第二百四条第一項	登録受益権質権者	資産流動化法第二百三十九条第一項において準用する第一百一条第一項各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者
第二百四条第一項	分割された受益権	分割された受益証券
第二百四条第一項	受益権原簿	権利者名簿
第二百四条第一項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第二百四条第一項	当該受益者	当該受益証券の権利者
第二百四条第一項	信託行為	特定目的信託契約
第二百八条第二項	当該受益者	当該受益証券の権利者
第二百八条第四項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第二百八条第三項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第二百八条第六項	受益証券発行信託の受託者	受託信託会社等
第五十五条 削除	（権利者集会の決議の方法について準用する法の規定の読み替え）	（権利者集会の決議の方法について準用する法の規定の読み替え）
第五十六条 法第一百四十三条第三項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会の決議の方法又は種類権利者集会の決議の方法について法第六十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	（権利者集会の決議の方法について準用する法の規定の読み替え）	（権利者集会の決議の方法について準用する法の規定の読み替え）

読み替える法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第六十二条第一項 （書面による議決権の行使について準用する会社法の規定の読み替え）	特定目的会社 優先出資社員 特定目的会社 優先出資社員	受託信託会社等 受益証券の権利者 受託信託会社等 受益証券の権利者
第五十七条 法第二百四十五条第一項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定において法第二百四十五条第一項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の書面による議決権の行使について会社法第三百十一条第三項から第五項まで及び第三百十二条第四項から第六項までの規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第三百十一条第三項 第三百十二条第四項 から第六項まで	第三百十一条第四項及び第五項並びに第三百十二条第四項 から第六項まで
（権利者集会の決議により定められた者について準用する会社法の規定の読み替え）	株式会社 本店 受託信託会社等	株式会社 本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所。次条第四項において同じ。） 受託信託会社等
第五十八条 法第二百四十六条第二項の規定において同条第一項の権利者集会の決議により定められた者について会社法第七百八条の規定を準用する場合においては、同条中「社債権者」とあるのは、「受益証券の権利者」と読み替えるものとする。 （権利者集会等について準用する会社法の規定の読み替え）		
第五十九条 法第二百四十九条第一項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）の規定において権利者集会又は種類権利者集会について会社法第七百三十五条の二第二項において同じ。）と読み替えるものとする。		
第六十条 法第二百五十二条第二項の規定において種類権利者集会について信託法第九条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「前条各号」とあるのは、「資産流動化法第二百四十二条第五項において準用する前条各号」と読み替えるものとする。		
（種類権利者集会について準用する法の規定の読み替え）		
第六十一条 法第二百五十三条の規定において種類権利者集会について法第二百四十二条第五項及び第二百四十三条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第二百四十二条第五項 （代表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読み替え）	総元本持分 総元本持分	ある種類の受益権の元本持分の合計 当該種類権利者集会に係る受益権の元本持分の合計
第二百四十三条第一項 （代表権利者の辞任について準用する信託法の規定の読み替え）		
第六十二条第二項 （第二百六十二条受託者が二人以上ある場合における前項）		
読み替える信託 読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
法の規定 第二百六十二条この条に特別の定めがある場合を特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十 第一項 第一百六十二条受託者が二人以上ある場合における前項 第二項 いすれかの住所地 「住所地 （特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十 第一号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地 特定目的信託の受益権を発行したいずれかの受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十 号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	（特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十 号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地 特定目的信託の受益権を発行したいずれかの受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十 号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	（特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十 号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地 特定目的信託の受益権を発行したいずれかの受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十 号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地

				第二百六十二条受託者の任務	受託信託会社等の任務
第三項	新受託者	前受託者の住所地	前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地	前受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所の所在地
第四項	受託者の任务	受託者が二人以上ある場合における前項	受託者が二人以上ある場合における前項	受託者が二人以上ある場合における前項	受託信託会社等が二以上ある場合における前項
第二百六十二条受託者が二人以上ある場合における前項	受託信託会社等の任务	前受託信託会社等が二以上ある場合における前項	前受託信託会社等が二以上ある場合における前項	前受託信託会社等が二以上ある場合における前項	前受託信託会社等が二以上ある場合における前項
（代表権利者について準用する会社法の規定の読み替え）	（代表権利者について準用する会社法の規定の読み替え）	（代表権利者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）	（代表権利者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）	（代表権利者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）	（代表権利者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。）
第六十二条 法第一百五十九条第一項の規定において代表権利者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替え（第六十三条 法第一百六十条第五項の規定において特定信託管理者について会社法第七百三十八条の規定を準用する場合においては、同条中「社債権者集会」とあるのは、「権利者集会」と読み替えるものとする。（特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読み替え））	第六十三条 法第一百六十条第五項の規定において特定信託管理者について会社法第七百三十八条の規定を準用する場合においては、同条中「社債権者集会」とあるのは、「権利者集会」と読み替えるものとする。（特定信託管理者について準用する信託法等の規定の読み替え））	第六十二条 法第一百五十九条第一項において準用する信託法（平成十八年法律第二百八号）第四十四条	第六十三条 法第一百六十条第五項において準用する信託法（平成十八年法律第二百八号）第四十四条	第六十二条 法第一百五十九条第一項において準用する信託法（平成十八年法律第二百八号）第四十四条	第六十三条 法第一百六十条第五項において準用する信託法（平成十八年法律第二百八号）第四十四条
第三百八十五条第一項	第三百八十五条第一項	第三百八十五条第一項	第三百八十五条第一項	第三百八十五条第一項	第三百八十五条第一項
第七百八条	第七百八条	第七百八条	第七百八条	第七百八条	第七百八条
第七百十条第一項	第七百十条第一項	第七百十条第一項	第七百十条第一項	第七百十条第一項	第七百十条第一項
読み替える信託法の規定	読み替える信託法の規定	読み替える信託法の規定	読み替える信託法の規定	読み替える信託法の規定	読み替える信託法の規定
第四十四条第一項	第四十四条第一項	第四十四条第一項	第四十四条第一項	第四十四条第一項	第四十四条第一項
第四十四条规定	第四十四条规定	第四十四条规定	第四十四条规定	第四十四条规定	第四十四条规定
第三百八十五条第二項	第三百八十五条第二項	第三百八十五条第二項	第三百八十五条第二項	第三百八十五条第二項	第三百八十五条第二項
第七百四条	第七百四条	第七百四条	第七百四条	第七百四条	第七百四条
第七百七条	第七百七条	第七百七条	第七百七条	第七百七条	第七百七条

			社債権者の 社債権者集会	受益証券の 権利者の 権利者集会
第七百十一条第一項			社債権者に 社債権者集会	受益証券の 権利者に 権利者集会
第七百十二条第一項前段及び第七百十三条			社債権者集会	受益証券の 権利者に 権利者集会
(計算書類等について準用する会社法の規定の読み替え)				
第六十四条 法第一百六十四条第五項の規定において同条第一項の資料について会社法第四百四十二条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。				
(利益の特定資産組入れ)				
第六十五条 法第一百六十六条の規定により特定資産の管理又は処分により得られる利益を特定資産とする場合は、当該利益につき課される公租公課を控除するものとする。				
(受益証券の権利者の権利の行使に関する利益の供与について準用する会社法の規定の読み替え)				
第六十六条 法第一百六十八条第三項の規定において受益証券の権利者の権利の行使に関する利益の供与について会社法第一百二十条第二項及び第三項の規定を準用する場合においては、これらの規定中「株式会社が」とあるのは「受託信託会社等が」と、「株式会社は」とあるのは「受託信託会社等は」と、「株式会社又はその子会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。				
(反対権利者の買取請求について準用する信託法の規定の読み替え)				
第六十七条 法第一百七十二条第五項の規定において同条第一項の受益権の買取りの請求について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。				
読み替える信託法の規定	読み替える信託法の読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第百三十三条第四項	受託者	受託者	受託信託会社等	受託信託会社等
第二項	受益者	受益者	受益証券の 権利者	受益証券の 権利者
第一百四十二条第一項及び 受益権の 第二項	受託者	受託者	受託信託会社等	受託信託会社等
第一百四十三条第七項	受益者	受益者	受益証券の 権利者	受益証券の 権利者
第一百四十四条第八項	受託者	受託者	受託信託会社等	受託信託会社等
第一百四十五条第九項	受託者	受託者	受託信託会社等	受託信託会社等
第一百四十六条第十項	受託者	受託者	受託信託会社等	受託信託会社等
第一百四十七条第十一項	受益権の 受益権による 受益証券をいう。 同じ。)	特定目的信託の 受益権の 受益権による 受益証券を、 受託信託会社等は、 受益証券	特定目的信託の 受益権による 受益証券を、 受託信託会社等は、 受益証券	特定目的信託の 受益権による 受益証券を、 受託信託会社等は、 受益証券
第一百四十八条第十二項	信託行為 受託者	特定目的信託契約 特定目的信託の 受益権による 受益証券を、 受託信託会社等	特定目的信託の 受益権による 受益証券を、 受託信託会社等	特定目的信託の 受益権による 受益証券を、 受託信託会社等
第一百四十九条第十三項	当該重要な信託の変更等 前条第一項又は第二項	資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、若しくは記録する事項に係る 特定目的信託契約の変更 資産流動化法第二百七十二条第一項	資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、若しくは記録する事項に係る 特定目的信託契約の変更 資産流動化法第二百七十二条第一項	資産流動化法第二百六十九条第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載し、若しくは記録する事項に係る 特定目的信託契約の変更 資産流動化法第二百七十二条第一項
受託者 受益権 信託行為	特定目的信託の 受益権 特定目的信託契約	特定目的信託の 受益権 特定目的信託契約	特定目的信託の 受益権 特定目的信託契約	特定目的信託の 受益権 特定目的信託契約

受託者の任務 (受託信託会社等を解任する場合について準用する信託法の規定の読み替え)	受託信託会社等の任務 前受託者が二人以上ある場合における同項
「住所地 いづれかの住所地	「前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地 いづれかの前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地
「読み替える信託 読み替えられる字句	「読み替える信託 読み替えられる字句
法の規定 「二百六十二条 第一項 第二百六十二条 第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項 第八項 第九項 第十項 第十一項 第十二項 第十三項 第十四項 第十五項 第十六項 第十七項 第十八項 第十九項 第二十項 第二十一項 第二十二項 第二十三項 第二十四項 第二十五項 第二十六項 第二十七項 第二十八項 第二十九項 第三十項 第三十一項 第三十二項 第三十三項 第三十四項 第三十五項 第三十六項 第三十七項 第三十八項 第三十九項 第四十項 第四十一項 第四十二項 第四十三項 第四十四項 第四十五項 第四十六項 第四十七項 第四十八項 第四十九項 第五十項 第五十一項 第五十二項 第五十三項 第五十四項 第五十五項 第五十六項 第五十七項 第五十八項 第五十九項 第六十項 第六十一項 第六十二項 第六十三項 第六十四項 第六十五項 第六十六項 第六十七項 第六十八項 第六十九項 第七十項 第七十一項	この条に特別の定めがある場合を特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十号）第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地 受託信託会社等が二以上ある場合における前項 「住所地 いづれかの住所地 新受託者 前受託者の住所地 前受託者が二人以上ある場合における前項 新受託信託会社等 前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地 受託信託会社等の任務 新受託信託会社等 前受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地 受託信託会社等の任務 前受託信託会社等が二以上ある場合における前項 「住所地 いづれかの住所地 融機関であるときは、主たる事務所）の所在地 「前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地 いづれかの前受託信託会社等の本店（受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所）の所在地 （前受託信託会社等が作成した書類について準用する会社法の規定の読み替え） 法第二百七十五条第五項の規定において同条第一項の財産目録及び貸借対照表について会社法第四百四十二条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。 （特定目的信託契約の終了時について準用する会社法の規定の読み替え） 法第二百七十九条第三項の規定において同条第一項の場合について会社法第四百四十二条第三項の規定を準用する場合は、同項中「株式会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。 （業務の委託について準用する法の規定の読み替え） 法第一百八十四条第三項の規定において同条第一項の委託について法第二百条第三項及び第二百一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。 （業務の委託について準用する法の規定の読み替え） 法第一百八十四条第三項の規定において同条第一項の委託について法第二百条第三項及び第二百一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
読み替える法の規定 読み替えられる字句	読み替える法の規定 読み替えられる字句

第二百九条第二項において準用する第二百十八条	この法律	この法律若しくは第二百八十六条第一項において準用する第二百九条第一項において準用する第二百九条第二項において準用する第二百九条本文	第二百八十六条第一項において準用する第二百八条第二項の規定による届出を行つた原委託者
第二百九条第二項において準用する第二百十九条第二号	この法律	業務開始届出を行つた特定目的会社	業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第二項の
(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)			この法律若しくは第二百八十六条第一項において準用する金融商品取引法
第七十二条の二 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法第二百九条第一項の規定において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。			第二百八十六条第一項において準用する第二百八条第二項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七条第
一 原委託者が行う受益証券の募集等に関する契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの			二の
二 顧客が行う受益証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項			二項の
イ 当該指標			
ロ 当該指標の変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由			
三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項			
2 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法第二百九条第一項の規定において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。			
一 顧客が行う受益証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合には、当該おそれがある旨			
二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項			
(船舶登記令等に係る特例)			
第七十三条 特定目的信託に係る船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法(平成十六年法律第百一十三号)第九十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。			
2 特定目的信託に係る鉱業登記令(昭和二十六年政令第十五号)第六十八条第一項(特定鉱業権関係登記令(昭和五十三年政令第三百八十二号)第二十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。			
3 特定目的信託に係る漁業登記令(昭和二十六年政令第二百九十二号)第五十一条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。			
4 特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)第十六条第一項において準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。			
5 特定目的信託に係る特許登記令(昭和三十五年政令第三十九号)第五十八条第一項(実用新案登記令(昭和三十五年政令第四十号)第七条、意匠登記令(昭和三十五年政令第四十一号)第七条及び商標登記令(昭和三十五年政令第四十二号)第十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。			
6 特定目的信託に係る著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第三十六条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。			
7 特定目的信託に係る回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百一十六号)第五十五条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。			
8 特定目的信託に係る自動車登記令(昭和二十六年政令第二百五十六号)第六十一条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。			
9 特定目的信託に係る航空機登記令(昭和二十八年政令第二百九十六号)第四十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。			
10 特定目的信託に係る地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号)第十二条第一項の規定の適用については、同項第五号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。			

11 特定目的信託に係る農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第十八条において準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理人」とする。

12 特定目的信託に係る公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）第四十八条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理人」とする。

13 特定目的信託に係る樹木採取権登録令（令和元年政令第百四十八号）第四十八条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理人」とする。

14 特定目的信託に係る漁港水面施設運営権登録令（令和五年政令第三百二十八号）第四十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理人」とする。

第四章 雜則

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）

第七十四条 法第一百九十条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条、第三十七条の三第一項及び第二項、第三十七条の四、第三十八条から第四十条（同条第二号にあっては、資産対応証券の募集等又は募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。）まで並びに第四十四条の三第一項の規定とする。

2 法第二百九十条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百八十六条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条、第三十七条の三第一項及び第二項、第三十七条の四、第三十八条から第四十条（同条第二号にあっては、資産対応証券の募集等又は募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。）まで並びに第四十四条の三第一項の規定とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第七十五条 法第一百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）のうち、法第二百七十七条第一項（法第二百九条第二項（法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（財務局長等への権限の委任）

第七十六条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（法第二百十四条及び第二百三十二条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。）は、特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人（法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人をいう。以下同じ。）又は原委託者（法第二百二十四条に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店、主たる事務所又は住所（以下「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第二百一十七条第一項（法第二百九条第二項（法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二百七十七条第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（以下「検査等」という。）で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設（代理店を含む。以下「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に對して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に對し、検査等を行うことができる。

4 前項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第七十七条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

1 法第二百九十条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に關するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に對して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等又は当該支店等以外の支店等に對し、検査等を行うことができる。

4 第一項の規定は、委員会の指定する者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

5 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

- この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。
- 附 則** （平成二年六月七日政令第三〇三号）抄
（施行期日）
- 第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 附 則** （平成二年一月一七日政令第四八二号）抄
（施行期日）
- 第一条** この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第二十九条中資産の流動化に関する法律施行令第四条第三号の改正規定（「若しくは商標権（これらを利用する権利を含む。）」を「商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）」、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権」に改める部分を除く。）弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の施行の日（平成十三年一月六日）
 - 二 第二十九条中資産の流動化に関する法律施行令第四条第三号の改正規定（「若しくは商標権（これらを利用する権利を含む。）」を「商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）」、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権」に改める部分に限る。）弁理士法附則第一号に規定する政令で定める日
- 附 則** （平成二年一月二七日政令第五四八号）
（施行期日）
- この政令は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。
- 附 則** （平成二三年一月四日政令第四号）抄
（施行期日）
- この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。
- 附 則** （平成二三年六月二九日政令第二二〇号）
（施行期日）
- この政令は、平成十三年十月一日から施行する。
- 附 則** （平成二三年七月二六日政令第一五三号）
（施行期日）
- この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 附 則** （平成二三年九月二一日政令第三一一号）抄
（施行期日）
- この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。
- 第二条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則** （平成一四年一月二三日政令第一〇号）抄
（施行期日）
- この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、平成十四年二月一日から施行する。
- 第六条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則** （平成一四年三月二〇日政令第五〇号）抄
（施行期日）
- この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 第一条** この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 第六条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則** （平成一四年四月二四日政令第一六四号）
（施行期日）
- この政令は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年五月一日）から施行する。
- 附 則** （平成一四年六月二一日政令第二二〇号）
（施行期日）
- この政令は、平成十四年七月一日から施行する。
- 附 則** （平成一五年三月二八日政令第一一七号）
（施行期日）
- この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

			附 則 (平成一五年一二月二五日政令第五四〇号) 抄
第一条	この政令は、平成十八年一月一日から施行する。		
附 則	(平成一六年一月三〇日政令第九号)	抄	
(施行期日)			
第一条	この政令は、平成十六年四月一日から施行する。		
附 則	(平成一六年三月一九日政令第四五号)	抄	
(施行期日)			
第一条	この政令は、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。		
附 則	(平成一六年一〇月一〇日政令第三一八号)	抄	
(施行期日)			
第一条	この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の一部の施行の日(平成十六年十月一日)から施行する。		
附 則	(平成一六年一一月三日政令第三八五号)	抄	
(施行期日)			
第一条	この政令は、破産法の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。		
附 則	(罰則の適用に関する経過措置)		
(施行期日)			
第一条	この政令は、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。		
附 則	(平成一六年一二月二八日政令第四二九号)	抄	
(施行期日)			
第一条	この政令は、法の施行の日(平成十六年十一月三十日)から施行する。		
附 則	(平成一七年二月一六日政令第十九号)		
(施行期日)			
第一条	この政令は、平成十七年四月一日から施行する。		
附 則	(罰則の適用に関する経過措置)		
(施行期日)			
第一条	この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。		
附 則	(平成一七年二月一八日政令第二四号)	抄	
(施行期日)			
第一条	この政令は、平成十七年三月九日政令第三八号)		
附 則	(平成一七年三月九日政令第三八号)		
(施行期日)			
第一条	この政令は、平成十七年四月一日から施行する。		
(資産の流動化に関する法律施行令等の一部改正に伴う経過措置)			
2 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定(不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により不動産の鑑定評価を行うことを禁止する处分を受けた者の次の表の上欄に掲げる法律の規定による調査における取扱いについては、それぞれ同表の下欄に掲げる政令の規定にかかるわらず、なお従前の例による。			
資産の流動化に関する法律第三十八条第二項第九号			
投資信託及び投資法人に関する法律第十六条の二第一項(同法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)及び第三十四条の四第一項	第三条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行令第四条第四号ハ		
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に	第四条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二十二条第三号ハ、		
よりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三十八条第二項第八号	第三十四条第三号ハ及び第四十九条第一項第三号ハ		
第一条	この政令は、平成十七年七月一日から施行する。		
附 則	(平成一七年六月二九日政令第二三〇号)	抄	
(施行期日)			

附 則 (平成一八年一月二七日政令第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一九日政令第一七四号)

この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年七月一三日政令第二〇八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年一二月一四日政令第三六九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

(資産の流動化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 既登録社債等については、第三十八条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律施行令第三十六条及び第七十三条第二項の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成二一年一月二三日政令第八号)

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年六月一日)から施行する。

附 則 (平成二一年一二月二八日政令第三〇三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月四日から施行する。

(資産の流動化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第一条中金融商品取引法施行令第十六条の四及び第三十八条第二項の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第一条の十六第一項及び第二項の改正規定、第七条中信用金庫法施行令第十三

条第一項の改正規定、第十一条中長期信用銀行法施行令第五条の改正規定(同条第一項の表以外の部分中「場合」の下に「(同法第十二条の三を準用する場合を除く。)」を加える部分及び同条に一項を加える部分に限る)、第十三条中労働金庫法施行令第七条第一項の改正規定、第十九条中水産業協同組合法施行令第十条の七第一項及び第二項の改正規定、第二十一条中保険業法施行令

第二十二条の改正規定、第三十二条の規定、第三十三条中投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二十二条第一項の改正規定並びに第三十五条の規定改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年十月一日)

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この政令(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年六月二四日政令第一八一号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)以下「放送法等改正法」という。の施行の日(平成二十三年六月三十日)以下「施行日」という。から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月二十四日)から施行する。

附 則 (平成二三年一一月二八日政令第三五六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十七号)の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。

附 則 (平成二七年一月二八日政令第二三三号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年五月一五日政令第二三三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。

附 則（平成二十八年五月二十七日政令第二三二号）抄

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

1
附 則（平成二十九年二月二十七日政令第三二六号）

この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（施行期日）
（令和元年一月七日政令第一四八号）抄

1
この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（施行期日）
（令和三年二月三日政令第二二号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

（施行期日）
（令和三年八月四日政令第二二三号）

この政令は、令和二年九月一日から施行する。

（施行期日）
（令和三年二月二四日政令第三三四四号）抄

第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（施行期日）
（令和四年二月一八日政令第四二号）

この政令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

（施行期日）
（令和四年六月二十四日政令第二三八号）抄

この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十号）の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。

（施行期日）
（令和四年八月三日政令第二六八号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

（施行期日）
（令和五年一一月一〇日政令第三二八号）抄

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。